

尼崎市議会議員の請負の状況の公表等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、尼崎市議会議員（以下「議員」という。）が市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合におけるその請負の状況を公表すること等により、当該請負の状況の透明性を確保し、もって尼崎市議会（以下「議会」という。）の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(対象請負の報告等)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日（その日が尼崎市の休日を定める条例（平成3年尼崎市条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までの期間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、その任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日からその再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの期間（議員の地位を有している期間に限る。）。以下「報告期間」という。）内に、市に対する請負（議員が当該請負をした者の支配人である場合におけるものを含む。）で同月30日の属する年度の前年度の初日から末日までの期間（議員の地位を有していた期間に限る。以下「対象期間」という。）においてその対価の全部又は一部の支払を受けたもの（以下「対象請負」という。）について、次の各号に掲げる事項を尼崎市議会議長（以下「議長」という。）に報告しなければならない。

(1) 対象請負ごとにそれぞれ次に掲げる事項

- ア その目的とする役務、物件等
- イ その契約の締結日
- ウ その契約に契約金額の定めがあるときは、契約金額
- エ その対価として対象期間において支払を受けた金額の総額
- オ その他議長が必要と認める事項

(2) 全ての対象請負に係る前号エに掲げる額の合計額

(3) その他議長が必要と認める事項

2 議員は、前項の規定により報告した事項について訂正する必要があると認められるときは、その訂正の内容及び理由を議長に届け出なければならない。

(一覧表の作成及び公表等)

第3条 議長は、報告期間の経過後、速やかに、前条第1項の規定による報告のあった事項（以下「報告事項」という。）の一覧表を作成し、これを公表しなければならない。

2 議長は、前条第2項の規定による届出があった場合は、速やかに、当該届出のあった事項（以下「届出事項」という。）に基づき前項の規定により作成した一覧表を訂正し、その訂正後の一覧表を公表しなければならない。

(報告事項等記録の保存及び閲覧等)

第4条 議長は、報告事項及び届出事項に係る記録（以下「報告事項等記録」という。）について、報告事項に係るものにあつてはその報告を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から、届出事項に係るものにあつてはその届出を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間、保存しなければならない。

2 何人も、議長が別に定めるところにより、議長に対し、前項の規定により保存されている報告事項等記録の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、議長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年12月17日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定は、令和6年4月1日以後においてその対価の

全部又は一部の支払を受けた対象請負について適用する。